

2022年11月9日

遺族の想い

裁判が始まってから今日まで、「亡き妻が労働者であったことを認め今後同様の問題が起こることをなくしたい。家事労働者として働く多くの女性へ権利を認めてほしい」、その一心で闘って来ました。労基署の判断決定書もそうであったように、9/29の東京地裁の判決もあまりにもずさんで形式的なものであったと感じます。私は、国及び裁判所に失望を感じました。妻が亡くなってから、すでに7年が経ちました。

家事や介護の仕事がいかに過酷な仕事であるか、それは妻本人が一番良く分かっていました。娘に「この仕事は、自己犠牲を払わずには出来ない仕事です」とメールしていました。それでも妻が仕事を辞めず働き続けたのは、利用者の命・生命を守るという強い信念と仕事への誇りがあったからだとは私は考えます。

国から妻が「労働者では無い」と判断決定を下され、その妻の無念さを思うと心がくじけそうになった時もありました。それでも闘い続けられているのは、弁護士の指宿先生・明石先生であり、家事労働者の問題を一緒に改善するために活動するNPO法人や過労死遺族、研究者、家事労働者として働く当事者の仲間の方々の支援のおかげです。また、オンライン署名等を通じて活動を支援して下さった大勢の方々、取り組みを大きく報道いただいたメディアの方々からも力をいただきました。ありがとうございました、心から感謝申し上げます。

妻は天国で「私の為とは言え、あんたは余計なことをやってくれたね、だけど多くの家事労働者の為になるならうれしい」そう言っているような気がします。そんな性格の妻でした。

1947年に現行の労基法が交付されてからこれまで75年間、国は見て見ぬ振りをして、家事労働者として働く多くの女性たちを差別して来ました。労働基準法第116条第2項は、悪法であると考えます。今後は法律を改正し、家事労働者へ労基法や労災保険を適用すべきです。

近年、「外国人労働者」を家事・介護労働分野に拡大する動きも出てきています。「社会に必要不可欠な労働」をしているにもかかわらず、妻と同じような扱いを受ける人を広く社会からなくしていく必要があります。

国会議員の皆さんにも、ぜひ、家事労働者がおかれたこの理不尽な状況を知っていただきたいです。そして、この状況を変えるために、一緒に行動していきましょう。

以上